

平成 2 6 年 度 第 2 回

堺市屋外広告物審議会

日時 平成 2 6 年 1 1 月 2 0 日（木）
午後 3 時 0 0 分

場所 堺市総合福祉会館 5 階 大研修室

都市景観室

堺市屋外広告物審議会

日 時 平成26年11月20日（木）

午後3時00分

場 所 堺市総合福祉会館5階大研修室

○出席委員（9名）

委 員 久 隆 浩

委 員 藤 田 香

委 員 横 山 葵

委 員 大 塚 通 夫

委 員 川 邊 信 一

委 員 池 崎 守

委 員 藤 原 正 宏

委 員 田 中 丈 悦

委 員 堀 居 幸 彦

○欠席委員（5名）

委 員 亀 田 健 二

委 員 藤 本 英 子

委 員 河 内 尚 子

委 員 松 本 優

委 員 高 木 佳保里

○報告事項

●地元説明会について

（１）屋外広告物に関する許可基準等の見直し案について（全市対象）

（２）百舌鳥古墳群の緩衝地帯における許可基準等の見直し案について

●今後のスケジュール

(午後 3 時 0 0 分開会)

○司会（室谷） お待たせいたしました。定刻となりましたので、只今より平成 26 年度第 2 回堺市屋外広告物審議会を開催いたします。

私は、本日の司会をさせていただきます都市景観室の室谷と申します。よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、事務局よりお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードにご設定いただくようお願いいたします。

本日、亀田委員、藤本委員、河内委員、松本委員につきましては、所用のためご欠席する旨のご連絡をいただいております。また、高木委員におかれましては、出席のご連絡をいただいておりますので、もう間もなくお越しいただけるものと思います。

また、本日ご出席いただいております委員は、定足数に達しておりますのでご報告申し上げます。

本審議会の会議は、公開することになっております。また、会議の記録のため、事務局で必要に応じ、写真撮影・録音等をいたしますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、次第、会場配席図、審議会委員名簿、資料 1 「屋外広告物に関する許可基準等の見直し案について」でございます。2 枚でございます。資料 2 「百舌鳥古墳群の緩衝地帯における屋外広告物許可基準等の見直し案について」でございます。そして資料 3 「今後の予定」、資料 4 「説明会の実施スケジュール」、最後に参考資料、「平成 26 年度屋外広告物適正化旬間の取組みについて」でございます。

以上です。資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、会長、会議の進行よろしくお願いいたします。

○久会長 どうもこんにちは。それでは、今日もいろいろご意見を賜れればと思います。議事を進めさせていただく前に、本日の会議録の署名委員の指名をさせていただきますと思います。

本日は、横山委員と大塚委員にお願いできたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の報告事項でございますが、前回いろいろ議論をさせていただいた内容ではございますけれども、その後、事務局のほうでまたいろいろご検討いた

だいております。

それでは、まずは事務局のほうから説明をいただければと思います。よろしくお願いします。

○都市景観室主査（出井） 都市景観室の出井でございます。よろしくお願いします。

着座にて説明させていただきます。

これまでの本審議会において、屋外広告物に関する許可基準等の見直しについて、「全市を対象とした見直し」、並びに「百舌鳥古墳群の緩衝地帯における見直し」について、ご議論、ご審議いただけてきたところです。

前回、8月の審議会を経まして見直し案が整ってまいりましたので、それぞれの内容について、「全市対象の説明会」並びに「百舌鳥古墳群緩衝地帯に関する説明会」を開催してまいりたいと考えております。

つきましては、本日その内容、予定等をご報告申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、「屋外広告物に関する許可基準等の見直し案（全市対象）」に関する説明会についてご説明致します。

説明と資料の内容が前後致しますが、まず初めに説明会の日程等をご説明します。お手元の資料1の右下にページ番号を振っておりますが、3ページ下段、並びに、前のスクリーンをご覧ください。

来年年明け、1月30日金曜日の午後7時からと、1月31日土曜日の午後1時30分からの2回、堺市総合福祉会館5階大研修室にて開催したいと考えております。

次に、説明会資料について、順次ご説明申し上げます。

これまでご審議いただけてきた内容であり、重複するところもございますので、要点を中心にご説明申し上げます。

まず初めに、「見直しの背景」と「あり方の方向性」についてです。「景観に対する社会的関心の高まり」や「社会環境の変化」を背景として、見直しの必要性が生じたことから、「現在の社会環境に応じたわかりやすい基準」と「地域特性に応じた屋外広告物のあり方」をめざす方向とし、見直しの検討を進めてまいりました。

次に、許可基準等の見直しについて、順次ご説明してまいります。

全市の許可基準については、複雑に細分化された許可区域の設定を、現在の土地利用（用途地域）に応じた区域として、4つの許可区域に設定し直します。具体的

には、落ちついた景観形成が求められる住居系用途地域を第１種許可区域に、賑わいや生活の利便が求められる商業系、工業系用途地域を第２種許可区域に、１敷地規模が大きな臨海部の工業専用地域を第３種許可区域に、多様な自然と人の営みが一体となった丘陵地景観の保全を景観形成の方針とする南部丘陵周辺地域を第４種許可区域に設定します。

見直しのポイントとしましては、それぞれの許可区域に応じ、住居系、商業系、工業系等の用途地域などを踏まえた基準を設定し、土地利用に応じた制限とする。広告物の大きさや高さなどについて、上限値などを設定し、良好な景観形成に向けて制限強化を図る、などが挙げられます。

また、新たに広告物誘導地区指定制度を創設し、地域特性を活かした景観形成を推進できるような仕組みづくりを行います。『良好な景観の保全』、『風格のある街並みの形成』、『活力に満ちた賑わいの創出』のために必要と認められる区域につき、地域特性に応じた地区の指定を行うとともに、広告物の表示などについて、その地区固有の許可基準を設定します。

次に沿道禁止区域の見直しです。野立て広告などの非自家用広告物を制限する沿道禁止区域について、これまでの不均一なわかりづらい区域設定から、わかりやすい区域設定に見直します。左側の表のとおり、指定する道路については沿道状況を踏まえ、市街化の進む府道大阪中央環状線及び、国道２６号の平面区間について指定道路から除き、阪和自動車道をはじめとする９つの路線等に見直します。

また、指定道路からの視認性を踏まえ、原則、禁止区域の範囲を、道路端より両側１００メートル幅に統一、図でお示しすると、中央の指定道路に対し、両側１００メートルの範囲を禁止区域とするものです。

次に個別基準の設定についてです。社会環境の変化に応じ、多様化する広告物などについて個別基準を設けてまいります。バス停広告や消火栓標識を利用したもののほか、バス停留所上屋への広告物添加、電柱広告について、基準の変更あるいは設定を行っていきたいと考えております。また、新たな取組みとして、「公共的取組に寄与する広告物」について、基準を設けていきたいと考えております。

図のような公共的イベント等を表示する照明柱のパナー広告について、スポンサーを募り、それら公共的取組に費用を充当することにより、イベント等における公共の負担が軽減します。またこれにより、円滑な運営につながるとともに、まちの活性化、賑わいの創出にもつながります。

次に、申請手続等の見直しについてです。

更新許可申請書の添付図書について、3年に1回の更新申請時に必要となる添付図書を、新規申請時と同様のものとします。

また、大規模屋外広告物の取り扱いについて、旧景観条例に基づく手続を、屋外広告物条例に基づく規定とし、大規模屋外広告物に係る事前協議を行っていきたいと考えております。

さらに、届出内容に関係しない項目の削除など、様式の変更などについても進めてまいります。

以上が、「屋外広告物に関する許可基準等の見直し案について（全市対象）」の説明となります。

次に、「屋外広告物に関する許可基準等の見直し案（百舌鳥古墳群緩衝地帯）」に関する説明会についてです。こちらも資料が前後致しますが、資料2をご覧ください。

説明会の日程・場所についてです。来年、1月25日の日曜日を皮切りに、1月31日土曜日まで計4回、北区の産業振興センター、中区役所、西区役所のウェスティ、そして堺市総合福祉会館において開催致します。

前回の審議会においてご報告したとおり、「百舌鳥古墳群緩衝地帯の保全に関する取組み」としましては、屋外広告物の制限のほか、建築物の高さと色彩などの形態意匠に関する制限などが必要となります。このことについて、今年5月から6月にかけて、計12回説明会を開催しておりますが、今回、緩衝地帯内における高度地区及び景観地区の都市計画素案として、建築物の高さ及び色彩などの形態意匠に関する説明会を開催することから、これと合わせて、屋外広告物の制限についても重ねて説明を行いたいと考えております。

それでは、内容についてご説明します。

まず経緯ですが、本市において、「歴史・文化を活かしたまちづくり」を推進し、その取組みの一環として、大阪府、羽曳野市、藤井寺市とともに、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けて取り組んでおります。そのような取組みの中、それら「世界文化遺産のあるまちとしてふさわしいまちなみの形成」が必要であり、そのために、百舌鳥古墳群に緩衝地帯を設定し、建築物の高さや色彩などの形態意匠、そして看板などの屋外広告物について新たな制限の設定について取り組んでいるところです。

次に具体的な許可基準等の見直しについてです。

赤で示す第一種低層住居専用地域及び風致地区については、現状通り禁止区域と

して取り扱います。そのほかの地域はピンクで示す商業系用途地域と、緑で示す住居系用途地域に分けて許可基準を設けます。

住居系用途地域では、屋上広告は掲出禁止、自立広告については、高さ 6 メートル以下、1 表示面につき、5 平方メートル以内かつ総面積 10 平方メートル以内、これを 2 物件まで、壁面に設置する広告物は、高さ 6 メートル以下、表示面積の合計は 10 平方メートル以内かつ取付壁面の 3 分の 1 以内の面積としております。

次に商業系用途地域についての制限内容です。

屋上広告は同じく禁止とし、自立広告については、高さ 10 メートル以下、1 表示面につき、10 平方メートル以内かつ総面積 20 平方メートル以内、これを 2 物件以内、壁面広告については、従来通り、取付壁面の 3 分の 1 以内の面積としております。このような制限強化により、良好な景観形成を図ってまいります。

最後に今後の予定です。資料 3 をご覧ください。

本日の審議会以降、1 月から 2 月にかけて地元説明会並びに屋外広告業団体への周知などを図っていきたいと考えております。その後、改正屋外広告物条例の素案に対するパブリックコメントの実施を経て、本審議会における諮問・答申、さらには堺市議会へ上程し、目標として平成 28 年 1 月の条例施行をめざしてまいります。

説明は以上です。

○久会長 ありがとうございます。何度かこの審議会でも議論をさせていただきましたけれども、説明会に向けまして、再度資料等の整備をしていただきました。

何かこの件に関しまして、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、今回確認をしていただいたということで、この内容で説明会をしていただきまして、さらにパブコメを改正条例ということでさせていただきますして、最終的に来年度になりますけれども、屋外広告物の審議会で諮問・答申ということにさせていただければと思っております。ありがとうございます。

それでは、本日の案件は以上ですけれども、その他ということで、前回皆さんのほうからご意見がございました、屋外広告物適正化旬間の取組みをご報告をいただければと思います。

それでは、事務局のほうからよろしくお願いいたします。

○都市景観室主査（出井） それでは、屋外広告物適正化旬間の取組みについて、ご報告申し上げます。参考資料及び前のスクリーンをご覧ください。

国土交通省において企業や国民に意識啓発を図ることを目的として、9 月 1 日か

ら10日までを屋外広告物適正化旬間と位置付けています。

本市におきまして今年度、屋外広告物の適正化に向けた周知・啓発チラシを作成し、屋外広告業団体や堺商工会議所をはじめとする団体の皆様のほか、新たに建設関係団体にもご協力をいただきながら、啓発に取り組んでまいりました。

また、その他の新たな取り組みとして、百舌鳥古墳群緩衝地帯内の幹線道路について重点的に取り組むこととし、パトロール、チラシ配布による啓発に加え、沿道の店舗に対し、違反指導を行いました。66件について指導を行い、27件については正しております。併せて張り紙や張り札などの違反簡易広告物についても92件の除却を行っております。

報告は以上でございます。

○久会長 ありがとうございます。ただ今の件に関しまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

○田中委員 適正化旬間の取り組みは10日間で行いましたが、92件という効果を上げています。やっていただければ、それだけの効果が上がるんだということが確認できたと思いますので、引き続き、この旬間を継続、あるいはこれら以外の地域についても、旬間にかかわらずパトロールを継続して行っていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○久会長 ありがとうございます。事務局のほうから何かございますか。承るということで、よろしいでしょうか。

○都市景観室長（休場） 今、ご意見いただきまして、今回、百舌鳥古墳群の緩衝地帯につきましては、景観計画の中でも重点景観形成地域に位置付けているということと、世界文化遺産登録というところがあるので、今回、ここを中心にパトロール・指導を行ってきたところです。その中で今、ご意見いただきましたように、他の地域につきましても現状を踏まえた上でそういった指導・パトロールの実施も検討していきたいと思っております。

以上です。

○久会長 よろしいでしょうか。

何度かここでもお話をしたかもしれませんが、地域ぐるみで特に張り札を頑張って撤去していただいて、ほとんど張り札をされなくなったという地域も何件か知っております。また地元の方々と行政がタイアップしながらやっていただけたら、非常にありがたいかなと思っております。どうしても堺、広うございますので、行政が全てのところをきめ細かく回るとするのは、限界がございますので、日ごろ

身近な地域にお住いの住民の方々と一緒にさせていただくというのがやはり重要なことだというように思いますので、またそのあたりも継続的に考えていただけたらと思います。

ほか、この旬間に関しまして、何かございますでしょうか。

○池崎委員 会長からお話しがありましたとおり、実はこの前、500人くらいで掃除しているんです。学生が大体、200人余りと、地元住民と。500人という結構大きな人数になりまして、みんなで掃除しながら、学生の意見を聞いたら、「もうちょっとゴミがたくさんあればよかったのにな」と。でもそれだけ日本のまちというのは綺麗かなと。普段のそういう取組みが一番功を奏するかなというふうに、今のお話で特に感じています。

今朝も、朝7時頃から一緒に朝の挨拶運動というのを駅前で行ってまして、7年間ほど続けてきているんですけども、みんなが朝、難しい顔を最初はされていたんですが、この頃、にっこりと声をかけていただくということが多いですけども、いわゆる防犯・防災あらゆる活動、人のつながりというのが、全て私は結するような気がしまして。特に掃除というのは、例えば電柱の張り紙ということに絞ってもらってもいいのですけども、新たな地域の担い手の発見っていうんですか。そこに来ることによって、いろんな問題が自然と話し合われる。今日は警察の方も来ていただいています、警察にこういうことを言いたいな、役所に言いたいなと思っても、なかなか電話できないことでも、そういった集まりの中で、せっかくこういう広告物の条例が制定されるわけですから、こういう機会に、私が連合会で言って、皆さんがどう動くかはわかりませんが、せっかくこの会議に出席させていただいてもおきますので、清掃活動というのはたくさんやっていると思うんですね。本当にたくさんやっています。毎日、実はやっています。駅のデッキのガム取りも私のメンバーでずっとやっているんですけども、併せてこういう電柱の広告物なんかも、一生懸命みんな広告されているので、私は何でも撤去するのがいいとは思ってないんですよ。広告しないと物が売れないという中で、景観というのはまちの品格というのですか。大きな影響を与えると思うので、そのあたり、次回にでも議論しながら、行政言葉の「協働」いうのがありますが、行政に提案できるような取組みが、今回これに参加して、できればいいなというふうに今思いながら、お話を聞かせてもらってました。

田中委員からのご指摘にあるように、どんどんと色々な警告も発してもらいながら、そこらあたり、住民も一緒に呼応しながら、ともに行動・実践できたらとい

うふうに思っています。非常によく、この間の審議会をよくまとめていただいでいて、すばらしいまとめ方だなと思って感心しておりました。

以上です。

○久会長 ありがとうございます。具体的に、ＪＲ放出駅の北側で、鶴見区の榎本地域活動協議会が、ずっと撤去活動をやっているのですが、先ほど池崎委員がおっしゃったように、そこは業界と契約みたいなものを結びまして、特に不動産業の方は土日、例えば説明会とか、そういうところが必要ですので、土日は貼ってもいいと。ところが、終わったら月曜の朝にきちんと剥がしておけ、というような契約を結んで、やっておられます。

ただ、それでも忘れてしまうとか、ずっと貼ってらっしゃる方もおられるのですが、月曜に残っているものは写真を撮って、Ｆａｃｅｂｏｏｋにあげて、その電話番号に電話をかけて、「俺のＦａｃｅｂｏｏｋを見てみ」と。「おたく約束破ってるんで、載せといたで」というような形でプレッシャーをかけながら、一件一件なくしていく。こういう取組みをしているところもございます。先ほどおっしゃったように、全部をなくすということが本来いいのしょうけれども、やっぱり営業活動ということもありますので、そのあたりは業界さんといろいろ契約などを示しながら、適正なやり方でということで、やっていただこうと思います。

先ほど横山委員、手を挙げられていました。

○横山委員 一つご質問と、もう一つは提案なんですけど、活動されて指導をされるのが６６件あって、是正が２７件あったと。残りの是正されていないところというのは、どんな理由で是正されなかったのかなと。すぐ出来ない事があるっていうのはよく分かっているのですが、それを是非聞かせていただきたいなということが一つ。もう一つは提案ですけれども、先ほどの池崎委員からも出ていたように、まちづくりの中でいろんな取組みが、屋外広告物に関してされてきているというお話もお伺いできたので、それだったらそういう横軸も、例えばいろんな活動団体が出てきて、いろんな自治会も出てきてて、それをお互いが話し合うような、そういう場を作ってみるっていうのも、情報交換だとかいろんな知恵だとかを、地域ごとにいろんな知恵が出てくると思うので、そういう場も一度考えたりされてもよりいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○久会長 ありがとうございました。

前半部分のご質問でしたので、是正されなかったものの内容をもう少し具体的に、ということです。

○都市景観室長（休場） 今回、百舌鳥古墳群の緩衝地帯の幹線道路を回りまして、数字にあるように２７件の是正ですが、あとはその場で是正をしていただけなかったというところで、一点目は、ご商売されているところが多いというところで、その時に営業中ということで、是正する意向はあるのだけども、今言われてすぐ撤去できなかったというのが一点目でございます。それと、その背景といいますか、二点目としまして、屋外広告物の制度自身をご存じではなかったというところで、初めて聞いた中で、直ちに撤去というところまで至らなかったというのが主な理由だと思っています。

○久会長 よろしいでしょうか。それではほかに何かございますか。
どうぞ。

○藤田副会長 今のことに関連してなんですが、恐らくこれだけをやるというのはとても難しいことだというのは理解しているのですが、その上で今回指導されて、是正されたところもあるわけですが、そこがその後、行ったときだけ是正して、また次の時には戻っているとか、あるいは指導されて時間なかったけど、やっぱりいけないと思って、次行った時はちゃんと是正されているとか。頻度や回数、なかなか難しいところだとは思いますが、その後どうなったのかといったようなことを、次のこういった取組みにつなげていくという意味で、ぜひ積極的にしていただければ、質が上がると言いましょうか。そういった取組みの今後の発展ということで、ぜひともご検討いただきたいなと思います。

○久会長 ありがとうございます。今回、そういうフォローはしていただいているのでしょうか。

○都市景観室長（休場） 旬間で指導した中で今はまだ行ってございません。ただ、藤田副会長がおっしゃったように、やりっ放しでまた来年ということになりますと、また新たなものが出てくるということもありますので、前回もお答えさせてもらいましたが、今回大きな条例改正ということで、今後これも意識啓発ということで、地元説明も入っていくというところでございますので、その辺のバランス・タイミングを見ながら、充実していきたいなというふうに思っています。

○池崎委員 私、全市的にというのはなかなか難しいと思うんですね。だから、せっかくこの百舌鳥・古市古墳群を世界遺産にということで、堺市大いに努力されておられるわけですから、今の場所を市役所の方が回るところに一生懸命やられた

ら、恐らくそれが全市的に広がっていくのではないかなと、逆に気がしています。

十分、今言われたように、同じ場所で今後こういう形にみんなで行きましようという、これはいけないというのではなくて、むしろ住民レベルからもそういう動きが盛り上がるような方向での指導というんですか、指導という言い方は私は嫌いなのですけどね。共になってそこを盛り立てていくというような方向での屋外広告物の一つのあり方というのをうまく啓発していただくことによって、むしろ住民も一緒になって、「自分らからやろうや」というような意識が盛り上がるような方法論をとっていただくことによって、非常によくなるのではないかなと。みんなきれいな景色を望んでいるんですよ。広告物、違反してやろうなんて本当は思っていないので、うまくマッチしながら、しかも広告が有効であるというようなことを、最終的にはみんなめざしていけると私は思っていますので、ぜひせっかく回っていただくのでしたら、そこを重点的に回っていただいて、住民の方も一緒になって取り組むような形を作っていただけたら、それが全市的にうまく広がる一つの力になるのではないかなというふうに感じますが、よろしく願いいたします。

○久会長 ありがとうございます。そのためには、もう一つ、やはり効果が出ていることをPRをしていくことが重要なので、広報誌がいいのかほかの手段がいいのか考えていただけたらと思うのですが、「これだけ頑張ったらこれだけ効果出ますよ」ということで、広めていただくのも重要なかなというように思います。

今日は大塚委員、それから河邊委員が業界から来ていただいておりますけども、業界の側から見ると、正直者がばかを見るようなそんなことになってはいけないので、守ってらっしゃる方々に対しても、応援をするという意味でも、やはり違反はきちんと適正に措置をしていただくというのが本来の姿かなというように思っております。

ほか、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、本日は報告事項ということで、これで案件は終了させていただきましたけれども、せっかくの機会でございます。ほかに何か、屋外広告物絡みで、ご意見等ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。事務局のほうからは、何かその他はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

○司会（室谷） 次回につきましては、できれば来年の3月ごろに開催できればというふうに考えております。また後日、調整をさせていただきたいと思っております。

ますので、よろしくお願い申し上げます。

○久会長 ありがとうございます。次回はスケジュールにもありましたように、この案件に関しましての諮問・答申ということになろうかと思しますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、これをもちまして審議会は終了させていただきますので、あと事務局で締めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○司会（室谷） 本日は熱心なご議論、どうもありがとうございました。

これにて本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。

（午後 3 時 3 4 分閉会）